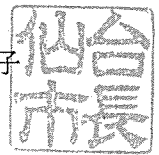


杜の都の風土を守る土地利用調整条例（平成 16 年 3 月 19 日仙台市条例第 2 号。以下「条例」という。）第 11 条第 1 項の規定により、開発事業計画書及び開発事業構想検討書（以下「開発事業計画書等」という。）の提出のあった下記の開発事業について、条例第 12 条の規定に基づき、次のとおり公告し、開発事業計画書等を縦覧に供します。

なお、開発事業計画書について郊外部における適正かつ合理的な土地利用を図る見地から事業者が配慮すべき事項につき意見を有する者は、この公告の日から、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して 1 週間を経過する日までの間に、事業者に意見書を提出することができます。

令和 8 年 9 月 / 日

仙台市長 郡 和子



記

1 開発事業の概要

氏名 平山 宏

住所 仙台市宮城野区福室字久保野一番 24 番地の 9

名称 岡田字新浜中通資材置場及び駐車場造成事業

種別 区画形質の変更

目的 資材置場及び駐車場を造成するため

内容 現況が田（地目：田、雑種地）である土地の区域内において、面積約 8,417 m²の土地を畦畔の高さまで約 30 cm 程度盛土をし、整地をして資材置場及び駐車場の用に供する。なお、建築物の計画はない。

位置 仙台市宮城野区岡田字新浜中通 14 番 5、15 番、16 番

面積 8,417 m²

2 開発事業計画書等の縦覧の期間及び時間

期間：令和 8 年 9 月 1 日から令和 8 年 9 月 22 日まで

（ただし、仙台市の休日を定める条例に規定する休日を除く。）

時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

3 縦覧の場所

仙台市都市整備局建築宅地部開発調整課

4 意見書の提出先等

住所 仙台市青葉区花京院 2 丁目 1-61 オークツリー仙台 406 号

担当 行政書士 佐久間 康丞

注意事項 意見書には、次の事項を記入して下さい。

(1) 意見書の提出の対象である開発事業の名称

(2) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(3) 開発事業計画書について郊外部における適正かつ合理的な土地利用を図る見地から事業者が配慮すべき事項に関する意見